

NPO 法人 **老いを支える北九州家族の会** 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人老いを支える北九州家族の会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北九州市戸畑区中本町3番10-207号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、家族などの介護を行っている人や認知症・心身障害で介護の必要な人、一人暮らしの高齢者などに対して、相談・理解・交流活動や生活支援活動、また、介護予防健やか活動、見守り活動、市民への啓発活動等を行い、福祉の増進をはかることによる介護家族の心身の安定や高齢者の人間としての尊厳のある生活づくり、共に考え、よりよく暮らせる安全・安心の地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①行政等からの委託事業
 - ②高齢者への相談・支援、交流活動
 - ③認知症・介護についての広報、啓発活動
 - ④関連団体との連携及び交流
 - ⑤その他、目的を達成するために必要な活動及び事業
 - (2) その他の事業
 - ①物品販売事業
 - ②広告掲載事業
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない範囲において行うことができ、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 社員

(会員及び賛助会員)

第6条 この法人は会員及び賛助会員で構成し、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して運営に参画する個人をもって会員とする。
会員は総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行ってくれる個人や事業所・団体は賛助会員として会に所属することができる。いつでも助言や提案をすることができ、会報誌(事業所・団体は複数部数)を受け取れる。総会にはオブザーバー参加することができる。

(入会)

第7条 会員及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員及び賛助会員の資格の喪失)

第9条 会員及び賛助会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員及び賛助会員が、次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。但し、必ず事前に弁明の機会を与えることとする。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人を理事長とし、併せて副理事長職を置く。また必要に応じて専務理事、常任理事等の役職を置く事ができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 理事及び監事の選任方法は、前期理事会が受けとめた立候補者名簿に登載された者について議決する。
3. 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事等の役職は、理事の互選とする。
4. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が複数いる場合は理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会方針に基づき、この法人の業務を執行する。また任務分担した業務をそれぞれにおいて遂行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤の理事が必要になった時、また、監事の職務に対して対価の支給が妥当と判断されるような状況の時には、総会の議決がある場合に限り、総会で定めた限度額の範囲内において報酬を支給することができる。支給の詳細は理事会において定めるものとする。この場合、報酬を受ける役員はその総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2. 役員や職員・会員が、会務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前項に関しての詳細は、理事会の議決を経て定めるものとする

(顧問及び相談役)

第 20 条 この法人に、必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。但し、無報酬とする。

2. 顧問及び相談役の選任は、理事会において議決し理事長が任命する。
3. 顧問及び相談役は、必要に応じて理事会等の会議に出席し意見を述べるることができる。但し、議決権は有しない。

(職員)

第 21 条 この法人に、必要に応じて事務局長その他の職員を置く。

2. 事務局の組織、機能及び勤務形態、待遇等は理事会において議決しこれを定める。
3. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 役員を選任又は解任及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。) その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所を記載した書面をもって、少なくとも 25 日前までに通知しなければならない。また、審議事項の議案書は 5 日前までに送らなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知した以外の議事が発生し、その議事が緊急を要する場合は出席者総数の過半数の議決により議題とすることが出来る。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3. 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合両者とも、書面にて意思表示をし、署名・押印の上、提出するものとする。

3. 前項の規定により表決した会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 3. 前 2 項の規定にかかわらず、会員全員が書面によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会及び常任理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 前項の執行に関して、常任理事会に具体化・遂行を付議する事項
- (4) 事務局その他、会の運営組織と機能に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき、又は常任理事会が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第 34 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知した事項以外の議事が発生し、その議事が緊急を要する場合は出席理事総数の過半数の議決があれば議題とすることができる。

2. 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. 理事会の議決において、その議事と特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

(常任理事会)

第 41 条 この法人に常任理事会を置くことができる。

2. 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事等をもって構成する。
3. 常任理事会は、理事会より付議された事項の具体化・遂行及び次回理事会の議案を含む準備を行う。
4. 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事会が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

この場合、これを暫定予算とし、総会に報告し了承を得るものとする。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成・議決し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行なう特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事業
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係わるものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産の譲渡は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、いずれの法人又は地方公共団体に譲渡するかは、総会の議決により選定することとする。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	高田 芳信	理 事	作本 成彬
副理事長	五郎丸日出雄	理 事	田中 泰子
副理事長	野村 尚子	理 事	豊倉 辰志
専務理事	吉田 俊憲	理 事	中崎 新次郎
常任理事	今田 浩司	理 事	ト藏 百合子
		理 事	脇坂 淳一
監 事	諸岡 昭三郎		
監 事	谷川 良博		
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2016年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から2016年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
<年会費>◇会員 2000円 ◇賛助会員 個人 2000円 事業所・団体 1口 5000円(1口以上)
ただし、この法人の設立において、任意団体老いを支える北九州家族の会に会費を納入していた会員及び賛助会員に関しては、設立初年度の会費を免除する。